

第35号議案

品川区役所の位置を定める条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区役所の位置を定める条例

品川区役所の位置を東京都品川区広町二丁目2番5号に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(品川区役所の位置変更に関する条例の廃止)

2 品川区役所の位置変更に関する条例（昭和43年品川区条例第2号）は、
廃止する。

(説明) 庁舎の建替えに伴い、区役所の位置を定める必要がある。